

三笠市介護予防・日常生活支援総合事業
に関する
Q & A
(平成 29 年 1 月)

目次

1. 総合事業全般

- Q1. サービス A の対象者も今まで同様、ケアマネジメントするのか。
- Q2. 今までの利用者が総合事業に移行する際は本人の希望によってサービス A を利用するのか。
- Q3. 養護老人ホーム三楽荘の入所者は総合事業（介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護、通所介護））を利用できないのか。
- Q4. 定款上、老人福祉法で規定されている「老人デイサービス事業」と載せている場合、定款の変更は必要か。
- Q5. 個別サービス計画の作成は必要か。
- Q6. チェックリストのみの人（事業対象者）は、医師の診断書はなく利用できるのか。
- Q7. 医療法人の定款は変更する必要があるか。

2. 訪問型サービス

- Q1. 総合事業でも、サービス提供責任者は 40 人に対して 1 人つけなくてはならないのか。また、兼務はできるのか。
- Q2. 総合事業のサービス提供責任者の資格要件はいらぬのか。
- Q3. 介護福祉士を受けるための研修を受ければ、サービス提供責任者になれる要件はあるのか。
- Q4. 減算はどのようになっているのか。
- Q5. 研修の講師向けの講習は、いつ頃か。

3. 通所型サービス

- Q1. サービス A の利用者を 4 時間で利用者を帰宅することは可能か。
- Q2. 送迎は行わなくてもよいのか。行わなかった場合、減算はしなくてよいのか。
- Q3. 事業所で月に 1 回行事をする習慣をつくり、その行事をする際に事業対象者を呼び込むような方法をとってもよいのか。

1. 総合事業全般

Q1. サービス A の対象者も今まで同様、ケアマネジメントするのか。

A1.

お見込みのとおり。

Q2. 今までの利用者が総合事業に移行する際は本人の希望によってサービス A をするのか。

A2.

三笠市において、平成 29 年 4 月から実施する介護予防・生活支援サービス事業を利用する者は、原則的な介護予防ケアマネジメントであるケアマネジメント A により、サービスの利用が可能となる。よって、本人の希望のみではなく、介護予防ケアマネジメントにより本人の状況を踏まえた上で必要なサービスにつなげることとする。

Q3. 養護老人ホーム三楽荘の入所者は総合事業（介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護、通所介護））を利用できないのか。

A3.

ガイドライン案についての Q&A【平成 27 年 3 月 31 日版】第 6 問 3 において、介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、居宅において支援を受ける要支援者と、基本チェックリストにおいて事業対象基準に該当した者であるため、養護老人ホーム入所者は介護予防特定入居生活介護の指定の有無に関わらず対象者となり得るが、介護予防特定入居者生活介護の指定を受けている場合は、予防給付でサービスが包括的に提供されていることから、指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業のサービスを併用することは想定されない。

Q4. 定款上、老人福祉法で規定されている「老人デイサービス事業」と載せている場合、定款の変更は必要か。

A4.

老人福祉法第 5 条の二第 3 項において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による（中略）事業又は同法百十五条の四十五第一項第一号 ロに規定する第一号 通所介護事業（以下「第一号通所事業」という。）であって厚生労働省令で定めるものを指すため、現在の定款の記載が「老人デイサービス事業」の名称で規定している場合は、現行同様サービスである「通所介護相当事業」については、定款の変更の必要ない。

緩和した基準である「総合事業通所型サービス A」に関しては老人福祉法に規定がないため、定款が必要となる。また、訪問介護である「老人居宅介護等事業」に関しても同様である。

これらをまとめると、次のとおり。

サービス名称	介護保険法	老人福祉法
訪問介護相当事業	第 1 号訪問事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ）	老人居宅介護等事業（老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項）
総合事業訪問型サービス A	第 1 号訪問事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ）	該当する規定なし

通所介護相当事業	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）	老人デイサービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）
総合事業通所型サービスA	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）	該当する規定なし

（補足）

介護保険法百十五条の四十五第一項第一号 ロ（省略）厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業。

介護保険法施行規則（法百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第四十条の六十三の六（省略）

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準（中略）

ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

なお、法人の種別、現在の定款記載内容によって定款の変更の必要性等が異なる場合があるため、所管庁への確認に努めていただきたい。

Q5. 個別サービス計画の作成は必要か。

A5.

お見込みのとおり。

（事業所説明会資料（H28.12.20開催） スライド 「指定基準」 訪問型サービス 12 頁、通所型サービス 22 頁）

Q6. チェックリストのみの人（事業対象者）は、医師の診断書はなく利用できるのか。

A6.

お見込みのとおり。事業対象者には要介護認定での主治医意見書に当たるものがないことから、ケアマネジャーとの情報共有や本人・家族から疾病や心身の状態の確認に努めていただきたい。また、チェックリスト実施時には、要支援・要介護認定への申請案内基準に合わせて実施するため、医療系サービスが必要な方は要介護認定を受けることとする。

（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（老発 0605 第 5 号 平成 27 年 6 月 5 日） 第 4 サービスの利用の流れ 54 頁）

（事業所説明会資料（H28.12.20） スライド 「5 事業対象者の選定方法」 47 頁）

Q7. 医療法人の定款は変更する必要があるか。

「医療法人の附帯業務について」(厚生労働省医政局長より通知)における介護保険法に基づく各事業の位置づけとして、介護保険法に基づく地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、市町村から指定又は委託を受けて行う場合、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要がある旨が記載されている。よって、「総合事業訪問型(通所型)サービスA」を実施する場合、定款の変更が必要となる。

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

(「医療法人の附帯業務について」(厚生労働省医政局長 医政発第 0330053 号))

社会 福祉法	各法	事業名、 施設名等	介護 保険法			区 分	備考
社会 福祉 事業 以外			地域 支援 事業	介護予防・ 日常生活支 援総合事業	第一号訪問事業 第一号通所事業	保 健	<p>※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ可 (事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)</p> <p>また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:○ ○市の委託を受けて行う○ ○事業(介護保険法にいう包括的支援事業))</p> <p>※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。</p>

法人の種別、現在の定款記載内容によって定款の変更の必要性等が異なる場合があるため、所管庁への確認に努めていただきたい。

(補足)

医療法第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(中省略)の業務

に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

第二条三項の四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業（以下省略）
（老人福祉法の規定に関することについて、Q4 回答参照。）

2. 訪問型サービス

Q1. 総合事業でも、サービス提供責任者は40人に対して1人つけなくてはならないのか。
また、兼務でできるのか。

A1.

お見込みのとおり。訪問介護相当事業と総合事業訪問型サービスAを一体的に実施する場合、訪問介護相当事業（旧介護予防訪問介護の基準と同様）の基準を満たしていれば、兼務可能。

（事業所説明会資料（H28.12.20） スライド「総合事業訪問型サービスA(一体型)の注意点(2)」17頁）

Q2. サービス提供責任者の資格要件は異なるのか。

A2.

サービス提供責任者になれる要件は、旧介護予防訪問介護と同様。

（事業所説明会資料（H28.12.20） スライド「指定基準」12頁）

Q3. 介護福祉士を受けるための研修を受ければ、サービス提供責任者になれる要件はあるのか。

A3.

介護福祉士を受けるための研修とは、実務者研修のことと見込まれる。実務者研修の修了者はサービス提供責任者の要件を満たしている。

なお、平成28年度より介護福祉士の受験資格として、実務経験3年以上に加えて、実務者研修の修了が必須となっている。

（公益財団法人 社会福祉振興・試験センターHP 介護福祉士国家試験 試験概要 5 受験資格 ）

Q4. 減算はどのようにになっているか。

A4.

旧介護予防訪問介護と同様。

（事業所説明会資料（H28.12.20） スライド「報酬単価」14頁）

Q5. 研修の講師向けの講習は、いつ頃か。

A5.

年1回の開催予定ではあるが、希望により調整したい。随時、ご相談ください。

3. 通所型サービス

Q1. サービス A の利用者を 4 時間で帰宅させることは可能か。

A1.

提供時間は 3 時間以上であることから可能である。そのため、設定によっては 2 単位実施することも可能である。

(事業所説明会資料 (H28.12.20) スライド「指定基準」21 頁)

Q2. 送迎は行わなくてもよいのか。行わなかった場合、減算はしなくてよいのか。

A2.

送迎も含めた単価設定としている。そのため、送迎代という名目でもって、別途利用者負担を徴収することは出来ない。

Q3. 事業所で月に 1 回行事をする習慣をつくり、その行事をする時のみ事業対象者を呼び込むような方法をとってもよいのか。

A3.

事業対象者は介護予防ケアマネジメントにより本人の状態を踏まえた上で回数等を勘定することとなる。ただ、高齢者の閉じこもり予防等による心身状態の維持や、自立支援に向けたサービスを利用することとなるため、基本的には、週 1 回のサービス利用となることを想定している。